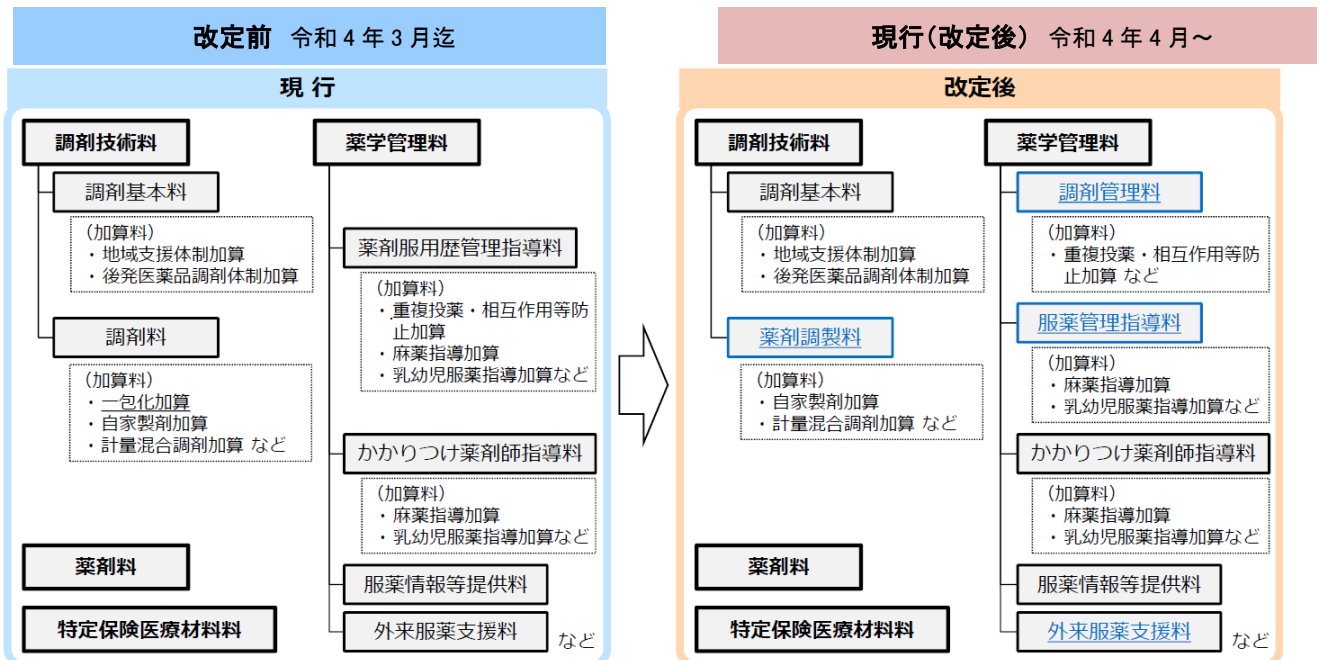


『保険薬局の知識(118):令和4年度調剤報酬改定～薬剤調整料・調剤管理料・服薬管理指導料について～』

(2022年5月/店舗運営管理課作成)

◎薬剤調整料、調剤管理料、服薬管理指導料が新設

→対物業務から対人業務への転換の推進による「薬局・薬剤師業務の評価体系の見直し」が行われた



診療改定の概要(調剤) 厚生労働省保健局医療課 令和4年3月4日版より抜粋

《新旧名称の変更点・行為に対する評価について》

旧名称	新設名称	行為に対する評価
調剤料	薬剤調整料	薬剤に対する行為 (薬剤を調整する)
調剤料+薬剤服用歴管理指導料	調剤管理料	記録と処方箋に対する行為 (調剤情報を管理する)
薬剤服用歴管理指導料	服薬管理指導料	人への指導 (服薬について管理と指導を行う)

調剤料(旧)は
薬剤調整料+調剤管理料
となった

《新設された各項目について》

・薬剤調整料(内服薬) ※内服薬以外の点数変更はなし

改定前		改定後	
項目・算定要件	点数	項目・算定要件	点数
内服薬 (浸煎薬及び湯薬は除く。1剤につき)		内服薬(浸煎薬及び湯薬は除く。 1剤につき)	24点
イ 7日分以下	28点		
ロ 8日分以上14日以下	55点		
ハ 15日分以上21日以下	64点		
ニ 22日分以上30日以下	77点		
ホ 31日以上	86点		

《変更点》

・内服薬調剤における対物業務としては「処方日数に係らず1本化」された

・調剤管理料

算定要件		点数
1. 内服薬 (浸煎薬及び湯薬は除く1剤につき)	◎内服薬の場合(1剤につき) ・服用時点が同一である内服薬は1剤として算定 ・3剤まで算定可能 ◎処方薬剤について、患者・家族等から情報収集し薬剤服用歴へ記録その他管理をする ◎調剤録又は薬剤服用歴への記録等のすべてを行う	
イ 7日分以下		4点
ロ 8日分以上14日以下		28点
ハ 15日分以上28日以下		50点
ニ 29日分以上		60点
2. 1以外(内服薬以外の場合) 処方箋受付1回につき		4点

※注意※調剤管理料1を算定した場合は、調剤管理料2は算定することができない。

→「内服薬以外の処方のみ」の処方箋を調剤する場合に4点が算定できる」

・服薬管理指導料

算定要件	改定前	改定後
	点数	
1. 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者	43点	45点
注1 1の患者で手帳を提示しない患者	57点	59点
2. 1の患者以外の患者	57点	59点
3. 特別養護老人ホーム入所患者(訪問)	43点	45点
4. 情報通信機器を用いた服薬指導	43点	
イ) 原則3月以内に再度処方箋を提出した患者の場合		45点
ロ) イの患者以外		59点
服薬管理指導料の特例		
かかりつけ薬剤師と連携する同じ薬局に所属する他の薬剤師が対応した場合(他の薬剤師の基準あり)		59点
3月以内再度処方箋を持参した患者のうち、手帳を持参した患者の割合が5割以下の場合	13点	13点

《変更点》

- ・1. 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者:手帳持参→「提示」へ
- ・必要性のある患者の薬剤交付後の服薬フォローアップの実施:努力義務→「義務化」へ

《調剤料(旧)と薬剤調整料+調剤管理料の点数の比較:内服薬の場合》

単位:点		1~7日分	8~14日分	15~21日分	22~28日分	29~30日分	31日分以上
旧制度	調剤料	28	55	64	77	77	86
現行	薬剤調整料	24	24	24	24	24	24
	調剤管理料	4	28	50	50	60	60
	合計	28	52	74	74	84	84
点数差		0	-3	+10	-3	+7	-2

《変更点》

- ・点数引き下げ:8~14日分、22~28日分、31日分以上
- ・点数引き上げ:15~21日分、29~30日分
- ・据え置き:1~7日分